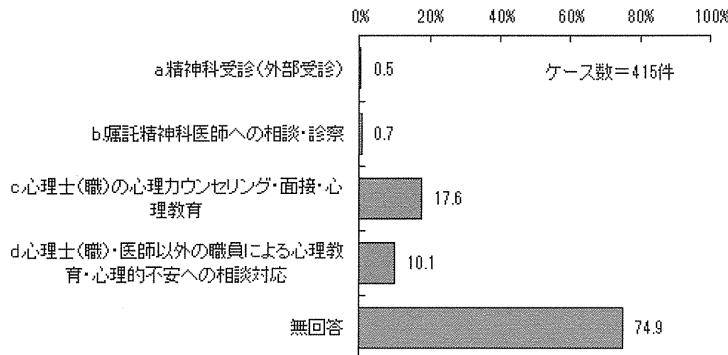


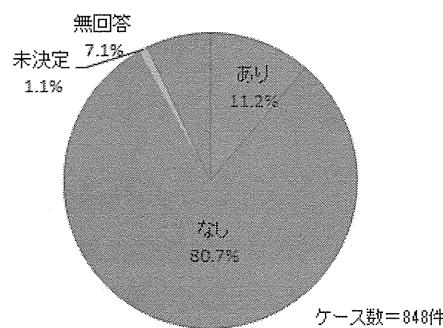
図表 37 心理的ケア・対応（複数回答）



同伴児に対する一時保護中の心理的ケア・対応の実施は、「無回答」が 74.9%である一方で、具体的な対応としては「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」が 17.6%、「心理士・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応」10.1%などとなっている。

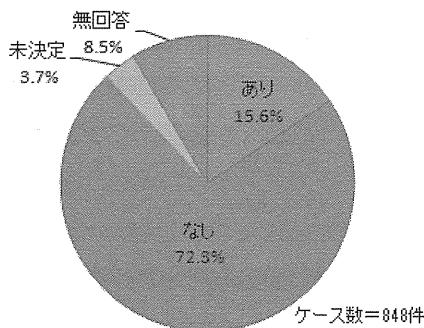
(3)一時保護中の法的対応

図表 38 警察への被害届の有無（単数回答）

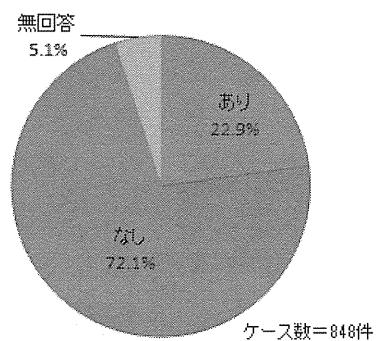


図表 40 離婚の法的手続き開始の有無

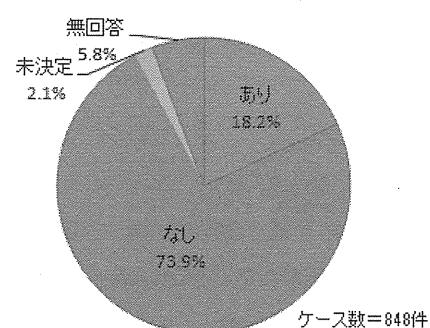
（単数回答）



図表 39 弁護士への相談の有無（単数回答）



図表 41 保護命令申し立ての有無（単数回答）

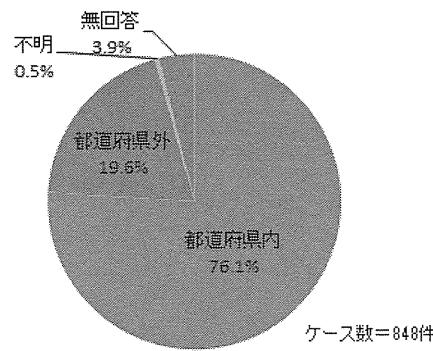


一時保護中の法的対応のうち、警察への被害届については「なし」80.7%、「あり」11.2%、「未決定」1.1%、弁護士への相談については「なし」72.1%、「あり」22.9%である。離婚の法的手手続き開始については「なし」72.3%、「あり」15.6%、「未決定」3.7%、保護命令申し立てについては「なし」73.9%、「あり」18.2%、「未決定」2.1%である。

5.退所及び退所後の状況

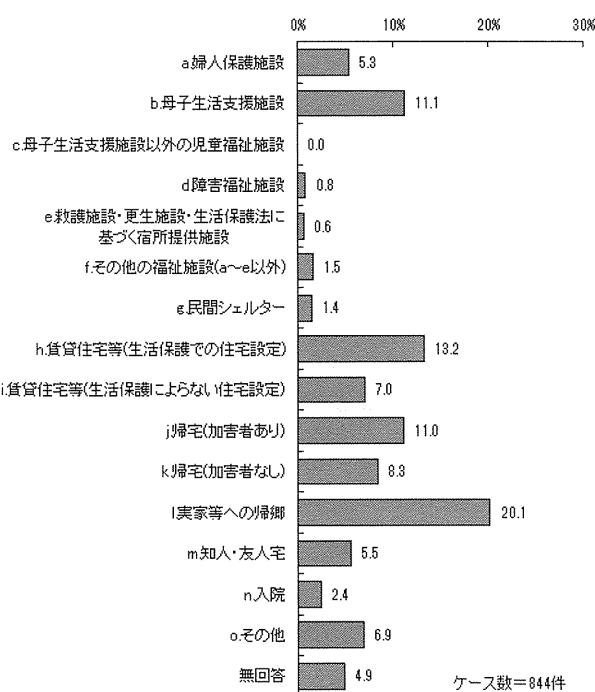
(1)退所先

図表 42 退所先（県外・県内）（単数回答）



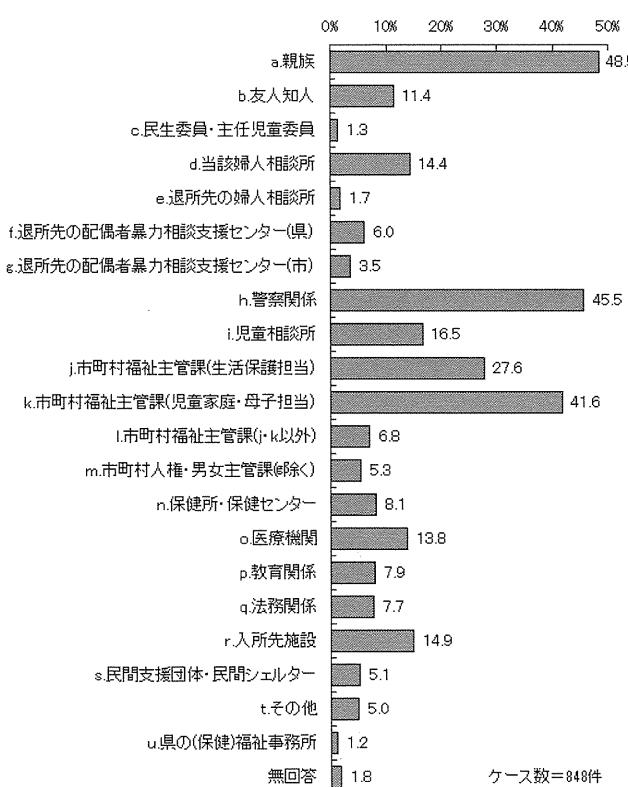
一時保護後の退所先は、「都道府県内」76.1%、「都道府県外」19.6%、「不明」0.5%である。具体的な退所先は、「実家等への帰郷」20.1%、「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」13.2%、「母子生活支援施設」11.1%、「帰宅（加害者あり）」11.0%などが1割を超えてい。

図表 43 退所先の種別（単数回答）



(2)退所時点での支援者及び退所以降の婦人相談員のかかわり

図表 44 退所時点での支援者（複数回答）

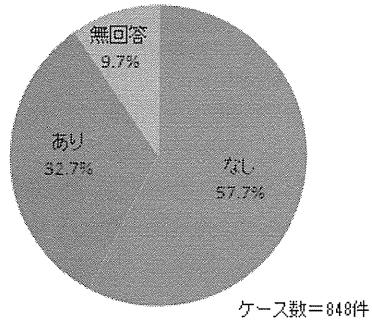


※u.県の（保健）福祉事務所は追加した選択肢である

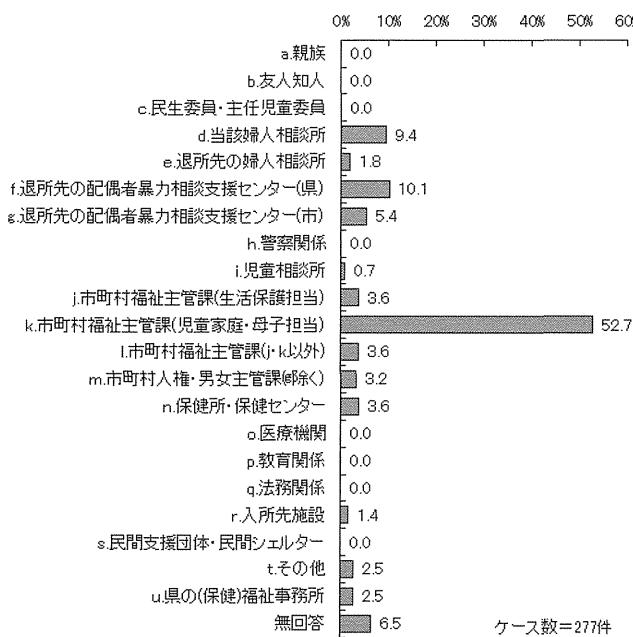
単位：件	ケ ース 数	元 居 住 地	退 所 先	元 居 住 地 と 退 所 が 同 じ
c.民生委員・主任児童委員	11	1	10	0
h.警察関係	386	170	161	135
i.児童相談所	140	64	31	58
j.市町村福祉主管課(生活保護担当)	234	89	121	59
k.市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)	353	172	122	116
l.市町村福祉主管課(j・k以外)	58	27	22	16
m.市町村人権・男女主管課(g除外)	45	22	20	9
n.保健所・保健センター	69	23	33	22
o.医療機関	117	31	54	39
p.教育関係	67	20	42	14
t.その他	42	0	0	42
u.県の(保健)福祉事務所	10	0	0	10

退所時点での支援者は、「親族」48.5%、「警察関係」45.5%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」41.6%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」27.6%の順に高く、次いで「児童相談所」16.5%、「入所先施設」14.9%、「当該婦人相談所」14.4%、「友人知人」11.4%などが続いている。

図表 45 退所以降の婦人相談員のかかわりの有無（単数回答）



図表 46 退所以降かかわりのある婦人相談員の配置先（複数回答）



単位：件	ケース数	元居住地	退所先	元居住地と退所先の管轄が同じ
i.児童相談所	2	1	0	1
j.市町村福祉主管課 (生活保護担当)	10	2	3	6
k.市町村福祉主管課 (児童家庭・母子担当)	146	70	51	43
l.市町村福祉主管課 (j・k以外)	10	4	6	2
m.市町村人権・ 男女主管課(g除く)	9	2	5	2
n.保健所・保健センター	10	1	7	2
t.その他	7	2	0	5
u.県の(保健)福祉事務所	7	3	1	3

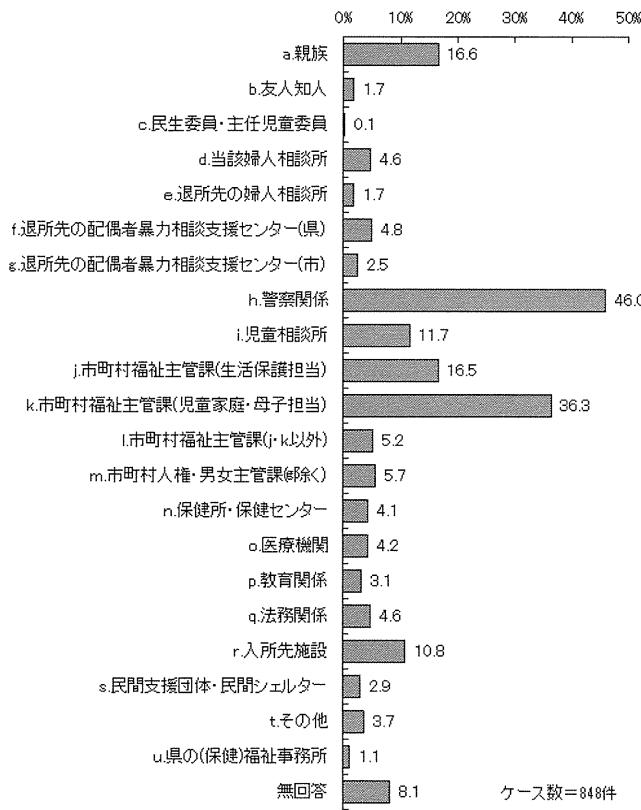
*u.県の（保健）福祉事務所は追加した選択肢である

退所以降の婦人相談員のかかわりは、「なし」57.7%、「あり」32.7%である。

関わりがある婦人相談員の配置先は、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」が52.7%で最も高い割合である。

(3)退所後の引き継ぎ機関

図表 47 退所後の引き継ぎ機関（複数回答）

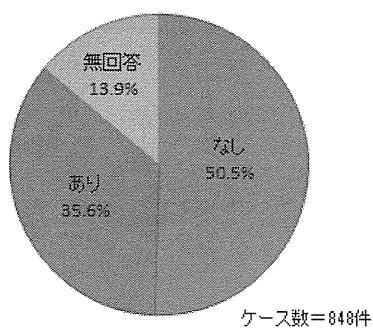


※u.県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

単位:件	ケース数	元居住地	退所先	元居住地と退所先の管轄が同じ
c.民生委員・主任児童委員	1	0	0	1
h.警察関係	390	198	92	138
i.児童相談所	99	41	18	52
j.市町村福祉主管課(生活保護担当)	140	57	48	44
k.市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)	308	154	80	100
l.市町村福祉主管課(j・k以外)	44	19	16	13
m.市町村人権・男女主管課(g除く)	48	26	12	12
n.保健所・保健センター	35	16	8	13
o.医療機関	36	9	16	13
p.教育関係	26	7	14	6
t.その他	31	0	0	31
u.県の(保健)福祉事務所	9	1	0	8

図表 48 直接の引き継ぎ先・つなぎ先における

婦人相談員の配置の有無（単数回答）



退所後の引き継ぎ機関は、「警察関係」46.0%、「市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)」36.3%、「親族」16.6%、「市町村福祉主管課(生活保護担当)」16.5%、「児童相談所」11.7%、「入所先施設」10.8%などが高くなっている。

直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談員の配置は、「なし」50.5%、「あり」35.6%である。

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」
平成 24 年度 研究報告書 婦人相談所 全国調査 概要版

2013(平成 25)年 3 月

発行:「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」研究班
研究代表者 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 森川美絵

〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
Tel : 048-458-6111(代表)

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目
基本的態度	理念の明確化	権利擁護の理念 理念の浸透
	当事者性の尊重	当事者理解のための基本的知識 受容・傾聴 選択肢の情報提供 状況の説明 連携会議の留意点 状況の説明 連携会議の留意点
	利用者の安全確保	利用者(本人(被害者)等)の情報の管理 加害者等からの問合せ対応
	パートナーシップにもとづく連携	連携先の明確化 一機関での対応が困難な事案へのチーム対応の管理調整機能 一時保護から中長期的支援への引き継ぎ調整機能 民間シェルター等の民間団体とのパートナーシップ
	アクセスの向上	夜間休日の相談体制の確保・周知
	本人(被害者)の負担・リスクの軽減、二次被害防止策	相談のワンストップ対応 二次被害防止の相談対応
	心理ケア	専門的ケアへの受診の促し
	緊急時の安全確保	緊急避難場所の提供 同行支援 警察と連携した緊急時の保護・安全確保等
	子どもの虐待リスクへの対応	虐待リスクの把握 虐待把握後の児童相談所・市町村等との対応方針の共有化
	情報提供	保護命令制度に関する情報提供・分かりやすい説明
保護命令制度の活用	手続きの支援	申立書様式の入手支援 申立書の作成支援 関係機関調整
	発令通知後の連絡・安全確保	本人(被害者)・家族への連絡・助言 警察との連携
	受け入れ体制の拡充	一時保護ニーズの分析と対応 委託先とのパートナーシップ 広域での受け入れ体制の向上
一時保護	アクセス・利用支援	相談者への情報提供 希望者への速やかなアクセス支援
	要保護性の判断基準の標準化	判断基準の所内での共有化 判断基準に関する関係者間の相互理解と共有化
	入所中の権利擁護	入所時における情報提供 入所中の支援のプログラム化 個別性への配慮 文化的多様性への配慮
	今後の生活にむけた自己決定の支援	面接相談を通じた本人の意向・ニーズの把握 関係機関とのニーズ・選択肢の検討 選択肢に関する情報提供・丁寧な説明にもとづく本人の意思確認

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目
統、一時保護	心理的ケア	基本的な考え方 インテーク 心理面接を通じたDVの心理教育 心理面接を通じたアセスメント
		不安の受け止め・安全安心の提供 子どもへの支援プログラム
		子どもの状態に関する情報の共有・活用
		中長期的ケア・支援にむけた記録・情報の引き継ぎ
		虐待リスクの把握と関係機関連携にもとづく対応方針の共有化
	安心・安全な住居の確保 安定した経済基盤	住所設定の支援 生活保護の適用
		新たな地域での資源へのアクセス・利用支援 新たな地域に転居した後に必要となる手続き、利用できる支援・資源の情報提供 具体的な利用手続き支援 住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援 証明書の発行
		子どもの就学の支援 住民票を異動していない子どもの転校手続き 子どものニーズ把握と対応
		一時保護退所時のアセスメント と引き継ぎ 保護中～退所時のアセスメント アセスメント結果の引き継ぎ資料としての活用
		一時保護退所後の相談先・支援者の確保 中長期的な治療ケアへのつなぎ 本人(被害者)の中長期的ケアへのつなぎ 子どもの中長期的ケアへのつなぎ 母子関係のフォロー
	婦人保護施設への入所措置	入所処置 自立支援 婦人保護施設の受入体制・ケア整備 婦人保護施設の活用
職場の安全・安心確保	支援者のケア	担当者のメンタルケア 担当者の孤立防止・負担軽減
		警備体制 夜間の警備体制 警察による協力
啓発	地域での対応方法の啓発	所内・DVセンター職員の啓発 市町村の担当窓口の啓発 保健医療関係者の啓発 警察関係者の啓発

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
基本的态度					
理念の明確化				人権侵害状況にある要保護女性に向き合うことが多いなか、機関および職員には高い人権意識に裏付けられた対応が求められる。それを組織として明確に示し、職員の意識・行動に反映させる工夫が必要である。	
当事者性の尊重				本人のエンパワメント、自らの生き方を選びとることを支援する上で、当事者性の尊重は重要な視点。「視点」にとどまらず、具体的実践・活動として展開される必要がある。	被害者にとって意義のある連携会議にするための留意点(石井2009:110-1);自己決定の実質化に向けた支援(井上2013:84)
当事者理解のための基本的知識				要保護者に関する基礎的一般的知識をふまえつつ、個々の当事者の個別性を尊重する関わりが求められる。	
受容・傾聴			今後の対応や生活について、本人の考え方・希望に真剣に耳を傾け(傾聴)、本人の気持ちをありのままに受け止めているか。	個々の当事者の状態を理解し、本人と信頼関係をつくる上でも、まず本人の気持ち・考えに真剣に耳を傾け(傾聴)、ありのままに受け止めること(受容)が大切である。※「受容」は、本人の状態を、そのものとして受け止めることであり、状況の客観的把握としても位置付けられる。何でも「許容」することとは異なる。	
選択肢の情報提供			今後の対応や生活に向けた選択肢、利用可能な制度について、本人に分かりやすい情報提供をしているか。	自己決定を利用可能な状態に実質化するためには、本人の自己決定能力が回復するような側面的支援を具体的に行う必要がある(傾聴、丁寧な情報提供・説明等)。	被害当事者は『一時的に判断能力を喪失(制限)している状態』と評しうる。これは、一時的であるという点では権利性を備えつつも、その権利を利用可能な状態に実質化(自己決定の実質化)するためには一定の側面支援が必要な状態にある。そこで側面支援とは、本人に代わって何かを判断するというタイプの支援ではなく、本人の自己決定能力が回復するような支援である(井上2013:84)

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
		状況の説明	本人に対し、支援のプロセスを丁寧に説明しているか。本人が、提供されている支援について、なぜ、どのような根拠に基づいて、どの程度行われたのかについて、知る機会を得ているか。	生活再建の主体として本人(被害者)を尊重するのであれば、何が起こっているのか、支援のプロセス・状況を、本人(被害者)自身が把握し、主体的に関われる環境を整える必要がある。	「個々の支援制度利用者は、自分に提供された支援が、なぜ、どのような根拠に基づいて、どの程度行われたのかが極めて分かりにくい。(中略)行政やシェルターの担当者から適切な説明を受けることができる場合はよいが、そのような機会を十分に得られないとき、行政やシェルターに対する不信感は、二次被害の訴えに発展することもありうる。」(手島2013:303)
		連携会議の留意点	本人の生き方の理解を深めているか。	連携会議が、それぞれの機関の都合に左右されるのではなく、「主体としての本人(被害者)」への支援になるために、共有しておきたい視点である。	
			「本人のニーズ」と「本人への支援の目標」を、関係機関で共有しているか。	それぞれの立場から設定した目標に基づいて自分の業務を果たすための調整を行うのではなく、「本人(被害者)の何を支援するのか」という支援目標を関係機関で共有することが重要である。	
	利用者の安全確保				担当者共通の必要事項(石井2009:110-1)
	利用者(被害者等)の情報の管理	本人(被害者)の移住地等の情報の管理について、安全確保の観点からその方法や留意点を整理した、組織内の関係者で共有できるマニュアル等があるか。			
	加害者等からの問合せ対応	暴力加害者と予想される者(およびその関係者)から各機関に対し、本人(被害者)の居所の問い合わせや抗議があった場合には、「相談を受けたかどうかを含めて、一切お答えできません」と対応することを、組織として決定しているか。 配偶者が刑法法令に違反することがあれば、通報等により警察に協力を求めているか。			

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	パートナーシップにもとづく連携			婦人相談所のみで、相談・一時保護の利用者への包括的な保護支援や、一時保護退所後のきめ細かな中長期的支援を相談所自身が提供主体として行うことは、無理がある。婦人保護の中核機関である婦人相談所に問われるのは、そうした包括的・継続的支援が多機関連携により可能な限りおこなわれるために、関係機関との連携調整を、どのように実質的に果たしているか、である。その際、どこかの機関に「なげる」のではなく、パートナーシップにもとづく協働として、連携を展開することが求められる。	関係機関とのパートナーシップの6原則(Hardy, Hudson, Waddington 2000) ①パートナーシップの必要性の認識 ②目的の明確さと現実性 ③コミットメントとオーナーシップ(自身の課題として主体的に捉え、情熱と責任感を持って取り組む姿勢) ④信頼関係を発展させ、また維持していくこと ⑤明確で頑健な協働の取り決めの制定 ⑥モニタリング、検証、組織としての能力向上
	連携先の明確化		連携先・パートナーとなる機関・部署には、どのようなものがあるのか、何故、それらの機関・部署と連携する必要があるのか、組織管理者および職員は理解しているか。		
	一機関での対応が困難な事案へのチーム対応の管理調整機能		婦人保護事業の関係機関間で、各役割の理解、連携上の課題と改善策等について具体的に協議検討する場を、組織管理者が主催する(ないし、そうした場に参加する)等、婦人保護事業における日常の実務的連携を担保するための組織レベルでの枠組みを、組織管理者が構築しているか。 婦人相談所以外の関係機関の担当職員の参加を得て、実務者レベルで困難ケース等のリスク・ニーズと対応・支援策について検討すること(合同ケース検討会議の開催等)が、例外的対応ではなく通常業務として、婦人相談所の業務に組み込まれているか。		
	一時保護から中長期的支援への引き継ぎ調整機能		一時保護中のアセスメント結果(記録)が、中長期的支援を担当する地域の関係機関(市町村等)に引き継がれるような、情報伝達の仕組みを確保しているか。(※自立支援の項目でも類似項目あり)		
	民間シェルター等の民間団体とのパートナーシップ		地域において、DV被害を受けた女性や子ども等の支援に関する相談支援や民間シェルター等の運営を実践している民間団体として、どのようなものが存在するか、把握しているか。		戸能(2012) 提言2
			民間シェルター等の民間団体と、保護支援の課題や今後の取り組みについて、意見交換する場を定期的に設定しているか。		手島(2013:299)
			婦人相談所が実施する事業において、民間団体と協働して(または民間団体に委託をして、ないし、民間団体に一定の補助・助成をして)実施している事業があるか(一時保護委託を除く)。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
相談					
	アクセスの向上				
		夜間休日の相談体制の確保・周知	本人(被害者)が相談にアクセスしやすいよう、夜間休日相談等の相談体制についても確保し、地域・関係機関への周知がなされているか。		
	本人(被害者)の負担・リスクの軽減、二次被害防止策			本人(被害者)の負担軽減・リスク低減のために、何度も本人が被害や相談状況を説明したり、書類に同じ内容を記入する負担を回避する。被害について何度も語ることによる二次被害を防ぐ。そもそも、二次被害に関する職員の意識が十分でなければ、そのための対策も立てられないことから、二次被害についての知識の普及が前提となる。	被害者の相談や支援申請時の負担や、加害者遭遇の危険性を軽減するため、被害状況や希望する支援等を記入する相談共通シートを設け、都道府県や市の関係部局への各種支援申請手続きを並行して進めるようしている例がある(総務省2009:126)。
	相談のワンストップ対応		被害の状況や希望する支援等を記入する「相談共通シート」を関係機関(市町村や警察)と共有しているか。		
	二次被害防止の相談対応		相談時の二次被害のリスクと、被害防止の対応策(受け答えの仕方等)について、職員研修等により組織内で徹底しているか。		
	心理ケア			WHO(2013)ケアパスウェイでは、初期の心理支援として、被害女性のメンタルヘルスのケアがあげられている。それは、WHOのメンタルヘルス対応に関するガイド(the WHO mhGAP intervention guide, 2010)に即し、DV被害女性のなかで、精神疾患歴がある人や、DV由来の精神疾患のある人に対し、DVに理解のある保健医療の専門家が提供するものとされている。	WHO(2013)ケアパスウェイ(初期の心理支援)
	専門的ケアへの受診の促し		既往の精神疾患またはDV関連の精神疾患(抑うつ障害やアルコール使用障害等)と診断され、DVの被害を受けている人に対し、DVに理解のある保健医療の専門家によるメンタルヘルスケアへの受診を促し、具体的に受診につながるための紹介等の支援をしているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	緊急時の安全確保				DVセンターの被害者支援機能(石井 2009:112-3)
		緊急避難場所の提供	婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合、本人(被害者)やその家族を適当な場所にかくまうための避難場所を、組織的に確保し、緊急時に迅速に提供できる体制を整えているか。	相談を通じ、緊急性が高いと把握された事案について、一時保護をすぐに利用できない状況等において、本人(被害者)及び同伴する家族の緊急時の安全確保策・その具体的な手段を整備し、適切に実施できるようにする必要がある。	
		同行支援	緊急時に、婦人相談所の一時保護所まで、誰がどのように同行支援するのかの手続きについて、所内及び関係機関の間で了解が得られているか。 上記について、所内と関係機関の関係者とで共有しているマニュアル・文書があるか。		
		警察と連携した緊急時の保護・安全確保等	緊急時の本人(被害者)の保護・安全確保における警察との連携について、管轄内の警察と、具体的対応や情報共有に関する共通理解が得られているか。 上記について、所内および警察関係者とで共有しているマニュアル・文書があるか。		
	子どもの虐待リスクへの対応				DVセンターの被害者支援機能(石井 2009:112-3)
		虐待リスクの把握	相談において、本人の家庭の子どもの虐待リスクを把握しているか。		
		虐待把握後の児童相談所・市町村等との対応方針の共有化	相談段階で子どもへの虐待リスクを探知した場合、児童相談所・市町村の子ども家庭担当・警察等と連携してアセスメントを実施し、今後の対応について方針を立てているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
保護命令制度の活用					DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3);ケアバスウェイ(WHO2013)
保護命令制度の活用	情報提供				DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3);ケアバスウェイ(WHO2013)
		保護命令制度に関する情報提供・分かりやすい説明	保護命令制度について、その内容や手続き方法を本人(被害者)が理解し、必要に応じて活用できるように、分かりやすい情報提供・説明を行っているか。	「保護命令制度」という制度について、本人(被害者)が十分に内容や手続きを知らないこともある。被害リスクを防止する上で、本人が必要に応じて制度を活用できるよう、側面から支援する必要がある。	
	手続きの支援			保護命令の申立てから決定までの期間の短縮、加害者と本人(被害者)が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施に向け、都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催するとともに、これに基づき、具体的な工夫を行っていく必要がある。	都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催し、保護命令申立書様式の支援センターへの備付け、保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整の実施、警察への審尋期日の連絡等の措置を講じている事例がある。効果として、保護命令の申立てから決定までの期間の短縮、加害者と被害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施等が報告されている。(総務省2009:25)
		申立書様式の入手支援	保護命令申立書の様式は、すぐに利用できるよう備え付けてあるか。		
		申立書の作成支援	スムーズな申し立ての支援にむけ、記入例や記入上の留意点の例示等、記入方法を相談者に分かりやすく説明するための具体的な工夫をしているか。		
		関係機関調整	保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整や、警察への審尋期日の連絡等、裁判所や警察との連絡協議のもとで、迅速・安全な手続きにむけた具体的な取り組みを行っているか。		
					DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3)
	発令通知後の連絡・安全確保	本人(被害者)・家族への連絡・助言	裁判所から保護命令の発令通知を受けた場合は、速やかに本人(被害者)と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合にはその親族等へ連絡することなど保護命令発令後の留意事項について情報提供を行う。		
		警察との連携	本人(被害者)の安全確保について警察と連携する。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
一時保護					
	受入体制の拡充				
		一時保護ニーズの分析と対応	相談内容の分析等により管内の一時保護ニーズの内容・傾向、ニーズ充足の課題を把握しているか。	一時保護を必要とする人が一時保護につながるよう、委託施設の拡大等を通じてキャパシティを増やすことも必要。	一時保護委託施設数の増加が一時保護件数の増加につながっている状況が示唆(総務省2009:19)。
			一時保護ニーズの分析に基づき、充足にむけて一時保護委託先候補となる法人・団体・施設と組織的な話し合いを進めるなど、委託先の開拓を行っているか。		
		委託先とのパートナーシップ	一時保護期間中の本人(被害者)の同行支援や関係機関との調整連絡等を委託先に丸投げすることなく、対等な役割分担について委託先と認識を共有しているか。		手嶋(2013:299-300)
	広域での受け入れ体制の向上		婦人相談所長連絡会議等を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなど、一時保護をする本人(被害者)を他の都道府県の一時保護所に移送することを円滑にするための組織的な協議・取り決め等を、組織のトップが本庁等と協力しながら進めているか。	広域的な一時保護へのアクセスを拡充するには移送等がスムーズにいくような組織的取り組みが重要。そのためには組織のトップや本庁のイニシアチブによる、組織同士の話し合いが不可欠。	「都道府県の枠を超えた広域的な連携を図るため、おおむねブロック単位に設置されている婦人相談所長連絡会議を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなどして、一時保護をする被害者を他の都道府県の一時保護所に円滑に移送している例が、関東、東海及び中国地域の関係都道府県でみられた。これにより、毎年10件程度の被害者の移送実績が上がっている。」(総務省2009:24-5)
			他の都道府県の婦人相談所からの一時保護依頼について、受け入れ、および、自立支援に向けた調整について、積極的に受け入れることについて、組織的に取り組んでいるか。	トップや担当者が、広域から積極的に受け入れる姿勢を関係者・周囲に示し、受け入れがスムーズに進むための工夫・働きかけを、積極的に行っていくことが、広域利用が進むためには必要。(「形式上は可能だが実質的に利用不可能という状況にならないような、受け入れの工夫・体制づくりが必要。」)	他の都道府県の婦人相談所からの依頼に応じ、被害者の一時保護及び自立支援の連絡調整の窓口となることが、婦人相談所の被害者支援機能(石井2009:114)。被害者の保護に関し、被害者が国や都道府県等に配慮を求めている事項は、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79%と最も高く、その回答者の約7割は、「希望すれば、他の都道府県の施設も利用できるようにすること」を挙げている(総務省2009:69)。

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
アクセス・利用支援	相談者への情報提供	希望者への速やかな アクセス支援			DVセンターの被害者支援機能(石井 2009:112-3);ケアパスウェイ (WHO2013)
			一時保護という制度があること、および、一時保護の具体的な内容について、相談者に分かりやすい情報提供・説明をしているか。	一時保護へのアクセスや、一時保護の間・その後の支援について、相談者への具体的な情報提供・説明がなければ、相談者の不安は大きく、行動もおこせない。	
			一時保護を希望する相談者に対し、一時保護入所まで、そして、入所から次の住居設定に至るまでのプロセス(一時保護まで、およびその後の見通し)について、相手が理解できるよう分かりやすい説明をしているか。	迅速な一時保護、その後の早期の施設入所が実現できないことも、手続き上の事情等によりありえる。「速やかな対応」という要望の背景には、「緊急性を理解してほしい」と「緊急性に関する本人の認識が受容・理解されることに対するニーズ」と、「どのような経過で、今はどのような状況なのか、現時点での見通しはどうなのか」といった「保護支援プロセスのなかで相談者の置かれている状況と見通しを相談者自身が知ることへのニーズ」があるのではないか。こうしたニーズに応じることは、本人の安心と主体性の尊重という基本的な支援の視点からも重要。	被害者の保護に関し、被害者が国や都道府県等に配慮を求めている事項は、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79%と最も高く、具体的には、回答者の約8割が、「相談してから施設に入所するまでの時間がかかるないようにすること」を求めている。(総務省2009:69)
			相談者の緊急性が高い場合、警察や福祉事務所を経由せずに来所相談からの一時保護に移行するルートを、相談者に保障しているか。	福祉事務所や警察への相談を経由して一時保護の依頼をするというプロセスは、その後の保護・支援における情報共有・資源利用・機関間連携をスムーズにする観点から、実務的な工夫として積み上げられている。他方で、緊急時にまでこれを画一的に当てはめることは、緊急性の高い状況で一刻も早い避難を希望する相談者の立場に立てば、安全確保や過重な交渉コストという観点から、望ましくはない。	法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。(総務省の政策評価による勧告) (総務省2009:149-51)

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	要保護性の判断基準の標準化			要保護性・緊急性に関する判断基準を、組織内および組織外の主たる関係者と共有することは、緊急性の高いケースへの確実な一時保護へのアクセス保障、緊急性の判断の食い違いに伴う対処方針の不一致等、関係者・機関間のコンフリクトの発生の抑制に、寄与する。	多機関連携リスクアセスメント会議とりスク評価の標準化が、DV対応に効果的であることが指摘されている (Robinson2006; WHO 2009)
		判断基準の所内での共有化	所内で判断基準が共有されるよう、 ①常勤・非常勤等の職員が参照するマニュアルが整備・活用されているか。 ②判断に関する隨時ないし定型化された協議や研修の場に、常勤・非常勤等が参加できる環境があるか。		
		判断基準に関する関係者間の相互理解と共有化	基準が、関係機関・者(特に、主たる保護依頼のルートである市町村、警察、管内の他のDVセンター、婦人相談員、相談者本人)に共有または理解されているか。 判断の相互理解を高めるため、関係者間での定期的な協議の場の確保がなされているか。 要保護性・緊急性の判断基準に関する関係者間での相互理解の促進にむけ、お互いの判断の視点、判断をめぐる課題、課題克服にむけた改善策等について協議したり、事例に基づいて検討する場が、関係者間にあるか。 判断を関係者・機関と共有する具体的な判断ツール(共通のチェックリスト等)があるか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
58	入所中の権利擁護			制度管理・運営側の都合を優先するのではなく、利用者の権利擁護、権利回復の支援という視点から、一時保護時(所)の支援を見直すことが重要。多様性・個別性に配慮する。	
		入所時における情報提供	一時保護所利用者の権利擁護の立場から、利用案内が作成されているか。(権利回復にむけて何が提供される／利用できるのか、利用者のお互いの権利を守るために尊重する生活上のルールは何か等について、当事者に分かりやすい説明がなされているか)		戒能(2013) 提言3
		入所中の支援のプログラム化	一時保護所を利用している者に提供する、権利擁護・支援・エンパワーメントに関する一定のプログラム化された内容を準備しているか。		婦人相談所の支援機能(石井2009:114);ケアパスウェイ(WHO2013)
		個別性への配慮	知的・精神障害のある当事者のニーズに応じた支援が利用できるよう、障害者福祉・高齢者福祉との連携がスムーズにいく体制を組織としてつくっているか。		戒能(2012) 提言1. 1)
		文化的多様性への配慮	外国人当事者の権利擁護の充実にむけ、DV被害等に理解がある専門性をもった通訳体制の確保をしているか(体制確保にむけ具体的取り組みをしているか)。		戒能(2012) 提言1. 4)
			婦人相談所の相談支援・一時保護について説明した外国語の資料を準備しているか。		
	今後の生活にむけた自己決定の支援				井上(2013:84);手島(2013:299-315)
		面接相談を通じた本人の意向・ニーズの把握	一時保護期間中、本人(被害者)への面接相談をきめ細やかに行い、今後の生活に関する本人の意向やニーズを汲んでいるか。		
		関係機関とのニーズ・選択肢の検討	本人(被害者)が一時保護施設を出たあと、どのように生活再建を行っていくか、どのような支援が適切か等について、本人の意向をふまえた検討を、組織内外の担当者間で実施しているか。		
		選択肢に関する情報提供・丁寧な説明にもとづく本人の意思確認	今後の居所や生活について、本人(被害者)が自己決定できるよう、本人に対して可能な選択肢(または選択肢が限定されていること)についての説明を丁寧に行った上で、本人の意思の確認を行っているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	心理的ケア	基本的な考え方	<p>女性相談機関の利用者は、深刻なトラウマ被害を抱えていること、および、PTSDへの対応を重視した心理的ケア・心理療法の重要性が、所内で共有されているか。</p> <p>一時保護中の心理支援は、急性期の初期介入であること、次のステップである中・長期的支援につなぐ役割があることが、心理担当および所内で共有されているか。</p> <p>急性期のトラウマ反応へのケアは、第一に安全と安心であり、心理担当の役割は、心理面接による安全と安心の提供であること、心理面接自体が心のケアであることが、心理担当および所内で共有されているか。</p> <p>子どものケアに関し、一時保護時点では急性期の安全安心を支えることが優先されること、中長期的展開として専門機関につなぐことを考慮することが、心理担当および所内で共有されているか。</p> <p>母子の間に入り、母子の気持ちの把握と、その交流の橋わたしをすることも、心理的ケア・支援の重要な役割であることについて、所内で共有され、支援担当者により実践されているか。</p>	医師・心理職の配置に基づき、必要に応じ医学的心理的なアセスメントを行い、心身の健康回復に向けた支援を行うことが、役割とされている。	子ども未来財団・米田(2012)
		インテーク	最初に分かりやすい具体的な言葉かけにより、「休息の進め」「最初の心理教育(出現する可能性のある症状についての今後の見通し)」「具体的サポート資源についての情報提供(精神科等へのつなぎ)」のメッセージを伝え、関係づくりを行っているか。		
		心理面接を通じたDVの心理教育	<p>DVは配偶者の暴力的支配による人権侵害であり、「妻が至らないためではない」というDVの構造に関する認知の枠組みを提供しているか。</p> <p>DVにより発症している可能性のあるPTSD症状の理解に関して情報提供しているか。</p> <p>こうした心理教育を、所内の職員・当事者が利用しやすくするために、ツール・資料の整備等、具体的な組織運営上の工夫をしているか。</p>		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
	(続)心理的ケア	心理面接を通じたアセスメント	まずは、暴力被害の客観的評価として、急性期のストレス状態の評価(GHQ(精神健康調査票))、IES-R(PTSDのスクリーニングテスト)を優先しているか。 安易な人格診断は避け、中長期の支援につながる段階で(2週間以上経過等)、養育能力等で課題があると観察される場合に、知能検査の実施を検討しているか。	急性期の混乱状態であることを考慮すると安易な人格診断は避けるべき。	
	子どもへのケア			支援者は、DV環境に晒されたことの影響・ダメージの理解に基づき、子どもへの一時保護中のケア・対応、および、中長期的なケアや母子関係の調整にむけた連携・引き継ぎの必要がある。	DVセンターの被害者支援機能(石井2009:112-3);戒能(2012)提言1.3);子ども未来財団・米田(2012);WHO(2013)
	不安の受け止め・安全安心の提供		DV環境に晒されたこと等により子どもが受ける影響・ダメージについての知識を、機関の職員が、業務の中で学習・修得する機会を確保しているか。 DV環境に晒されたこと等により子どもが受ける影響・ダメージに配慮した、一時保護時の同伴児童の不安の受けとめ、児童へのケア・関わりについて、組織として基本方針・具体的内容を検討しているか。	子どもへの支援課題の具体的な内容は、分担研究(第3章:山本他)の課題一覧を参照。	
	子どもへの支援プログラム		認知に関する治療教育的なプログラムないし職員によるはたらきかけを、行っているか。		
			学習支援の環境・教材・人材を確保しているか。		
			保育の環境・人材を確保しているか。		
			運動等によるレクリエーションのプログラムを確保しているか。		
	子どもの状態に関する情報の共有・活用		一時保護中に保育担当等により観察・把握された子どもの状態が記録され、一時保護中やその後の子ども・母へのケアや母子関係の調整に向けた対応を検討する際の基礎資料・情報として、婦人相談所内の関係者間で共有されているか(共有する仕組みがあるか)。	WHO(2013)でも、DV環境にさらされた子どもが認知・感情・行動面でのケアにつながることの重要性・必要性があげられている。一時保護が、そうしたケアの入口になるとともに、中長期的ケアにつながる契機を提供するものとして機能することが重要。	
	中長期的ケア・支援にむけた記録・情報の引き継ぎ		一時保護中に観察・把握された子どもの状態に関する情報が、一時保護後の子ども・母親へのケアおよび母子関係の調整につながるよう、母親にフィードバックされたり、関係する機関に記録として引き継がれているか。		

評価カテゴリ	評価項目(大項目)	中項目	小項目	観点	関連先行研究
(続)子どもへのケア		虐待リスクの把握と関係機関連携にもとづく対応方針の共有化	本人(被害者)の家庭における子ども・同伴児童に対する虐待リスクについて把握しているか。	DV環境離脱後の新生活における親子関係の支援・虐待予防の観点から、子どもへの虐待リスクを検討する必要がある。 母子関係のハイリスク評価(子への虐待リスク)については、分担研究報告(第4章、筒井ほか)で開発された尺度等も参考。	
			DV環境から離脱後の環境において、子どもに対する虐待リスクの高さが懸念される場合、児童相談所・市町村の子ども家庭担当等の関係機関と連携し、アセスメントと対応方針の検討を行い、対応方針を共有しているか。		
自立支援				住宅の確保は、被害者・要保護者の切実なニーズ。本人(被害者)を孤立させないためには、「本人(被害者)が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言」や「保護施設を退所した後でも相談しやすい体制づくり」が求められる。利用者が孤立感をいたかないためにには、相談から一時保護、自立支援が、「隠ぎ目のない」ものとして提供されることも重要。	被害者へのアンケート調査では、今後受けたいと思う支援として、「住宅の確保に関する支援」73%が最も高く(総務省2009:98)、次いで「被害者を孤立させないための支援」59%であった(総務省2009:135)。国及び地方公共団体の取組として、今後重点的に取り組むべきものとして回答割合が高かったのは、「被害者のアフターフォロー(保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等を整備し、被害者を孤立させないようにする)」と「自立支援情報の提供(被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言)」(総務省2009:147)。
安心・安全な住居の確保	安心・安全な住居の確保				戒能(2012) 提言1. 6)
		住所設定の支援	新しい地域における住居確保にあたり、当事者が、加害者との遭遇リスクやその後の生活における利便性・資源活用等について勘案した自己決定ができるよう、居所の選択に関する情報提供や利用手続きの支援を提供しているか。		
	安定した経済基盤				戒能(2012) 提言1. 5); 手島(2013:298-9)
		生活保護の適用	生活保護の要保護に該当する者について、円滑な保護適用となるよう、管轄内の市町村等と適用の基本的なルール等について共有化を図っているか。		